

山梨県教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成26年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

- ・ いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待などの児童生徒の問題行動に対して、児童生徒の置かれた様々な環境へ働きかけたり、関係機関等とのネットワークを活用したりして、支援することを目的とする。

（2）配置計画上の工夫

- ・ 全県の小・中学校を網羅するため、県内の4教育事務所に配置する。（教育事務所管内の学校数を考慮し、2名から4名を配置）また、高校への対応も必要な事例が増え、総合教育センターに2名配置する。
- ・ 社会福祉の専門家と教育関係の専門家を複数で配置する。（指導主事も交え、互いに相談しながら、取り組むことができるため）

（3）配置人数・資格・勤務形態

- ・ 配置人数 4教育事務所に計11名（4名配置が1箇所、3名配置が1箇所、2名配置が2箇所）、総合教育センターに2名合計13名配置。
- ・ 資格 13名の資格は、社会福祉士5名、精神保健福祉士1名、教員免許10名、学校カウンセラー4名（重複もあり）
- ・ 勤務形態 原則1人あたり、1日4時間×週3.5日×35週＝490時間

（4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

- ・ ガイドラインや周知資料（A4判1枚の表裏のリーフレット）を作成し、全小・中学校に配付。
- ・ 全小・中学校への計画的な巡回訪問を実施。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象・研修回数（頻度）

- ・ 運営協議会（参加者：大学教授、社会福祉協議会長、スクールカウンセラー、県民生児童委員協議会長、県社会福祉会長、県精神保健福祉会長、中央児童相談所相談支援課長、こころの発達総合支援センター所長、公立小中学校長会長・教頭会長、総合教育センター相談支援部長、県警少年課対策官、適応指導教室主幹、県子育て支援課児童養護担当課長補佐、PTA協議会長・スクールソーシャルワーカー・県教委事務局・事務所担当指導主事）を年2回開催している。
- ・ 担当者会議（参加者：県教委事務局・事務所担当指導主事・スクールソーシャルワーカー）を年4回開催している。

（2）研修内容

- ・ 担当者会議において、事例検討を行うことなどで、お互いの情報共有と、支援の方向性の確認
- ・ 経験年数の長いスクールソーシャルワーカーを講師とした研修・グループ協議

（3）特に効果のあった研修内容

- ・ 経験年数の長いスクールソーシャルワーカーを講師とした研修・グループ協議
研修内容「スクールソーシャルワーカーとしての対応」
課題研究協議（グループ協議）「保護者対応とスクールソーシャルワーク」

（4）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

- SVの設置 無し

（5）課題

- ・ 様々なケースに対応していくためにも、スーパービジョン体制については、必要性が高い。また、専門性向上のための研修会も必要となっているが、予算の都合上実施できない状態である。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】いじめ問題解決のためのスクールソーシャルワーカーの活用事例（②，⑥）

◇児童（発達障害），両親との3人家族，いじめられることが多いが，その都度学校は対応。解決をしてきたが，母親から本児に対する学校の対応への不満と不信感からSSWに要請があった。

◇状況の把握

- ・介入前は，母親のみ福祉課，医療関係などが対応

◇支援の方法

- ・SSWが両親との信頼関係を構築後，SSWが学校とのケース会議を父親も入れながら行った。
- ・本児と担任（本児から不信感をもたれている）のセッションもSSWが行い，その様子を学校と，両親に公開。共通理解をしていった。

◇結果

- ・親の不信感は軽減，引き続き親支援を含めた学校と関係機関の連携を調整，本児への教育支援を行う。

【事例2】不登校のための活用事例（③，⑥）

- ・中3男児（発達障害）の母親対応のケース。母子家庭で母親とともに知人宅で居候状態。住居定まらず生活状況が不安定なため，中3男児の不登校に対する支援が始まる。

◇状況の把握

- ・ケース会議（校長，教頭，学年主任，担任，養教，SC，市教委，市福祉課支援担当，生活保護担当，福祉施設職員）を2ヶ月ごと開催。
- ・SCと連携。SCの家庭訪問による母親や本児との面談。面談内容をケース会議で報告。ケース会議により，共通理解。

◇支援の方法

- ・SCによるカウンセリングから本人の今まで抱えていた課題を整理するきっかけとなった。
- ・SSWは，SCのカウンセリングを糸口に，関係者との定期的なケース会議を行なうことにより登校状況にも変化が見られてきた。

◇結果

- ・継続的なカウンセリングと組織的な支援により，本児と母親の変化を温かく見守りながら支援することができた。

【4】成果と今後の課題

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ・H25（13人配置）：支援の状況366件中（28.2件／人），解決60件，好転110件
- ・H26（13人配置）：支援の状況379件中（29.2件／人），解決72件，好転68件
- ・児童生徒，保護者，学校に対して必要な社会資源を紹介し，繋ぐことができた。
- ・複数配置のため，常に情報交換・連携が図られ，改善したケースが多くみられるようになってきた。
- ・長いケース対応を通して，当該校や対象児童生徒，保護者の笑顔や自信につなげることができた。
- ・周知活動や具体的な支援方法の提示により，学校にとって気軽な相談機関としての認識が高まった。

（2）今後の課題

- ・対応が一層，複雑で難しいケースが増えてきているため，専門性向上のための研修会が必要である。
- ・問題を抱える家庭や児童生徒のうち，相談や支援を希望しない保護者への対応が難しい。
- ・周知が進み，活用が増えてきたが，時間が不足している。予算措置の必要性を感じる。

長野県教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成26年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

不登校や様々な課題を抱えている児童生徒に対して、その児童生徒の背景にある家庭や社会的要因をふまえ、社会福祉等の関係機関との調整を行うスクールソーシャルワーカーを教育事務所に配置し、児童生徒を取り巻く環境の改善を図る。

（2）配置計画上の工夫

- ・県内の教育事務所（5ヶ所）にSSWを配置することで、広域的に（全ての県立小中高特別支援学校に）対応している。
- ・支援件数の増加に伴い、平成25年度から3名増員して合計8名にした。

（3）配置人数・資格・勤務形態

- ・県内の教育事務所（5ヶ所）に合計8名（東信2名、南信1名、南信飯田1名、中信2名、北信2名）を配置している。
- ・社会福祉士（4名）、精神保健福祉士（1名）、社会福祉士及び精神保健福祉士（3名）
- ・配当時間は、8名の合計4,426時間（1名平均553時間）。年間勤務日数は8名の合計720日（1日6時間以内の勤務）。
- ・移動は公用車と自家用車を利用。

（4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

- ・県単独事業「いじめ・不登校地域支援事業」として、各教育事務所に「いじめ・不登校地域支援チーム」を組織。
→「生徒指導専門指導員」や「いじめ・不登校相談員」とSSWが連携して、市町村教委や学校への指導助言をする。
→地域における協働支援体制を構築する。
- ・要保護児童対策地域協議会や児童虐待・DV防止連絡協議会への参画。
→学校と福祉関係機関との連携を促進し、地域における協働支援体制の整備を図る。
- ・SSWの役割と事例を掲載したリーフレットを作成。
→平成22年3月に県内全市町村教育委員会、小・中高等学校や関係機関に配布。
- ・年度当初に教育相談関係者連絡会議を開催（参加対象：中学校および高等学校の教育相談担当者やSC）。
→各学校の教育相談関係者に、教育事務所の「いじめ・不登校地域支援チーム」やSSWの活用方法を周知する。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

- ・県内の教育事務所（5ヶ所）に配置している8名のSSW。ただし、市町村で任用しているSSWも参加可能。

（2）研修回数（頻度）

- ・県教育委員会主催の全県研修会への参加（6月と11月の年2回）
- ・SSW実務者研修会（年5回）
- ・SSW全国研修会への参加

（3）研修内容

- ・全県研修会
6月「学校におけるいじめ問題への対応」滝 充 氏（国立教育政策研究所生徒指導・進路指導研究センター総括研究官）
11月「子どもの症状と家族関係～統合的家族療法の視点から～」布柴 靖枝 氏（文教大学人間科学部臨床心理学科教授）
- ・SSW実務者研修会（医療、福祉、教育など、SSWの実務に必要な専門的技術の習得と事例検討によるスキルアップ）

（4）特に効果のあった研修内容

- ・各教育事務所の「いじめ・不登校地域支援チーム」が一堂に会し、他地区の支援体制や関係機関との連携方法を学ぶ。

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

- SVの配置 スーパーバイザーは設置していない。

（6）課題

- ・研修のための時間や予算の確保。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】家庭の貧困を背景に持つ「不登校」のための活用事例（①③）

- ・ 家族構成：母親、長男（小6）、長女（小4）
- ・ 母親は夫のDVを理由に離婚。母親の兄家族をたより他県から転入。
- ・ 母親は精神疾患により10年前から心療内科を受診中。
- ・ 数日間は学校に通うことが出来たが、新しい環境に馴染めず全く学校に来られなくなる。
- ・ 学校側からSSWの介入要請。「いじめ・不登校相談員」とSSWが学校訪問。SSWが学校で母親と面談する。
- ・ 既に関わっていた市福祉課CW、市保健師と情報共有。互いの動きを確認し、SSWは母親の精神的な安定のために関わる。
- ・ 市教委所属CWが学校と連携し、子どもたちに校外適応指導教室の利用を数回促したが、キャンセルが続き来られなくなる。
- ・ SSWによる家庭訪問の際、家庭が経済的に苦しいこと、母親には働く意志がありヘルパー2級の有資格者であることを聞く。
- ・ SSWは福祉人材センターの専門相談員と連絡を取り、母親と専門相談員の面接を実施。求職票に登録をする。
- ・ 家族全員ひきこもり状態にある中、ケンカが絶えず母親への暴言や暴力が始まる。
- ・ SSWの家庭訪問時に、母親から児童相談所に相談したい旨が伝えられ、SSWが市福祉課CW、学校に連携を依頼する。
- ・ 児童相談所、生活保護担当を含めた拡大支援会議が開かれ、数日後、子どもたちは一時保護となった。

【事例2】家庭の貧困を背景に持つ「本人の心身の健康・保健に関する問題」のための活用事例（①⑥）

- ・ 家族構成：父親、長女（中3A子）、長男（中1）、二男（小5）、祖母
- ・ A子は、両親の離婚後から盗癖や虚言癖がみられるようになった。
- ・ 父親は、正規の職に就けず、臨時の仕事を掛け持ちして生活をしており経済的に苦しい状態。
- ・ A子は、中3の4月に近所の家から大金を盗むという事件を起こした。
- ・ 学校側からSSWの介入要請。要保護児童対策地域協議会でA子を含め家庭全体の支援を行うことになった。
- ・ SSWは要保護児童対策地域協議会（保健師、CW、教委、学校職員、児童相談所、保健福祉事務所）で情報を共有した。
- ・ SSWは、A子との面接を定期的に行った。児童相談所は、A個との面接を定期的に行った。
- ・ A子は、その後も知り合いの家から金銭を盗む事件を起こした。
- ・ SSWは、児童相談所と面接の様子を共有しながら連携支援を継続した。
- ・ A子は、高校への進学が決まった後から毎日のようにリストカットをするようになった。
- ・ 要保護児童対策地域協議会のCWは、A子に精神科の受診をすすめた。
- ・ A子は入院後安定しており、入院先の病院から高校に通学している。

【4】成果と今後の課題

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ・ 平成24年度（5名体制）支援件数501件、学校訪問406回、家庭訪問222回、関係機関訪問175回、ケース会議開催349回
- ・ 平成25年度（8名体制）支援件数716件、学校訪問713回、家庭訪問287回、関係機関訪問170回、ケース会議開催535回
- ・ 平成26年度（8名体制）支援件数864件、学校訪問921回、家庭訪問549回、関係機関訪問367回、ケース会議開催678回
- ・ 平成26年度…不登校219件のうち33件が解決、63件が好転。家庭環境の問題265件のうち24件が解決、67件が好転。
- ・ SSWによる関係機関訪問の積み重ねにより、要保護児童対策地域協議会や児童虐待・DV防止連絡協議会に参画できるようになった。

（2）今後の課題

- ・ SSWの配置人数（配置時間数）とともに、人材養成、人材確保、適切で効果的な配置体制等について検討する。
- ・ 学校だけでは対応できない困難事例やSSWによる継続支援が必要になる事例が増加していることから、児童生徒を取り巻く環境改善のために、家庭、学校、福祉関係機関等とともに、個別事例に応じた協働支援体制を構築する。
- ・ 要保護児童対策地域協議会の活性化を図りながら、地域の協働支援体制を構築する。

岐阜県教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成26年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

- ・不登校やいじめ等の生徒指導上の課題に対応するため、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童生徒の置かれたさまざまな環境に働き掛けて支援を行い、教育相談体制の充実を図る。

（2）配置計画上の工夫

- ・県内6つの教育事務所にスクールソーシャルワーカーを配置し、市町村教育委員会からの要請に応じて派遣する。
- ・岐阜県内全ての公立小・中学校を派遣対象としている。

（3）配置人数・資格・勤務形態

- 配置人数 スクールソーシャルワーカー 4名 スーパーバイザー 1名
- 資格 ①社会福祉士又は精神保健福祉士等の福祉に関する資格を有する者
②福祉の分野において専門的な知識・技術を有する者のうち、職務を適切に遂行できる者
③教育の分野において専門的な知識・技術を有する者のうち、職務を適切に遂行できる者
《平成26年度採用者所有資格※重複あり》社会福祉士（5名）精神保健福祉士（1名）
介護支援専門員（3名）介護福祉士（2名）看護師（1名）
- 勤務形態 スクールソーシャルワーカー 年35週、週1回、1回6時間を基準とする。
スーパーバイザー 年15週、週1回、1回6時間を基準とする。

（4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

- ・「スクールソーシャルワーカー（SSW）活用の手引き」を策定し、教育事務所、市町村教育委員会及び学校へ配布して活用を図っている。また、スクールソーシャルワーカーに対しても連絡協議会で周知している。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

- ・全スクールソーシャルワーカー、各教育事務所指導主事
- ・市町村教育委員会の担当者も参加できる。

（2）研修回数（頻度）

- ・スクールソーシャルワーカー連絡協議会を年3回実施（4月、8月、1月）

（3）研修内容

- ・事業内容に関する説明
- ・各地域における具体的事例を含めた活用状況についての情報交換及び課題
- ・講演「小中学校におけるSSWの活用の在り方について」（講師：大阪府立大学 山野 則子教授）

（4）特に効果のあった研修内容

- ・事例に基づいた、ケースに応じたかかわり方や関係機関との連携の図り方についての意見交換

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

- SVの設置 県全体で1名配置
- 活用方法 ①スクールソーシャルワーカーに対する指導・助言
②県内の活動状況の取りまとめ、事業の方向性等についての検討
③県教育委員会が行う研修会及び連絡協議会での指導・助言
④その他、児童生徒の抱える課題解決を図るために必要と認められるもの

（6）課題

- ・スクールソーシャルワーカーが学校等のニーズに的確に応えられるよう、研修の一層の充実を図る。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】学校や関係機関と連携して家庭環境の改善を図るための活用事例（①③）

中学校1年生。父親、母親、本人の3人暮らし。両親ともに精神疾患を患い、通院治療を行っている。父親は仕事を解雇され、生活保護を受けている。両親は、助け合いながら家事を行っている。本人は、小学校1年生の時から不登校傾向が見られ、小学校4年生から登校できない日が増加、中学校入学後、ほとんど登校できなくなった。

スクールソーシャルワーカーを交えたケース会議の中で、家庭の抱える問題点を共通理解し、「両親への支援により、本人が安心して過ごせる環境を整える。」という取組目標を設定した。

スクールソーシャルワーカーが両親や本人と面談を重ね、家庭での本人の様子や両親の思い、就労の意思を確認した上で、作業所での就労を提案した。その後、障がい者相談支援事業所の相談員とも面談し、公共職業安定所の手続き、障がい者手帳の申請、作業所利用の手続き等、両親の支援を依頼した。また、本人だけの面談を行い、悩みや気持ちを聞いた。本人の気持ちを踏まえ、スクールカウンセラーに家庭訪問を依頼した。

両親は作業所で働き始め、本人は、両親のいない自宅でこれまで両親に任せてきた家事を行うようになり、わずかではあるが日常生活の自立が見られた。3学期の始業式には登校し、「週3日間は適応指導教室に通所、週2日間は学校に登校できるように努力する」ことを約束するなど、前向きな姿勢が見られるようになった。適応指導教室への通所の見届けは、学級担任や学年主任が担当することにした。

スクールソーシャルワーカーが中心となり、様々な立場の者がそれぞれ異なる視点から観察や支援を行ったことで、家庭環境の改善が図られ、家庭の機能が取り戻されつつある。

【事例2】支援方法を整理し見通しを明らかにするための活用事例（①③④）

小学校6年生。母親、本人、妹、祖父、祖母の5人暮らし。父親のDVが原因で、両親は離婚。本人は、父親の母親に対する暴力行為の現場を目撃しており、成人男性に対する恐怖心がある。学校においても、教員が大きな声を出して指導しているような場面に恐怖心を抱く。5年生3月から不登校傾向が顕著になり、6年生になってからは1日も登校していない。担任は母親や本人とのつながりは保てているものの、今後の指導の見通しがもてずに困っていた。

学校から、スクールソーシャルワーカーの専門性を生かして支援の方向性を見出したいという要望があり、6月上旬にケース会議を行った。スクールソーシャルワーカーは、まず、これまでの経緯の確認及び学校のこれまでの対応の評価を行い、さらに、課題の明確化と長期・短期目標の明確化、キーパーソンの確認等、今後の支援計画を確認し、支援の方向性を示唆した。これにより、支援の方法が整理され、学校は本人と家族への支援の見通しをもつことができた。また、これまでの学校の取組に対するスクールソーシャルワーカーからの評価により、教職員が安定した状態の中で支援に臨めるようにもなった。

その後、学校からの適切な支援によって母親の心の安定が図られ、修学旅行等の行事への参加、週1回程度の登校の継続等、本人の状態にも好影響を与えた。

【4】成果と今後の課題

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ・スクールソーシャルワーカーの活用が進んだ地域では、活用の効果についての周知が図られてきた。
- ・学校、スクールカウンセラーや関係機関との適切な支援連携により、本人を取り巻く環境が改善され、本人の状態改善につながった事例が見られた。

（2）今後の課題

- ・スクールソーシャルワーカーの活用について市町村教育委員会や各小・中学校に一層周知を図り、積極的な活用を推進する。
- ・福祉の分野あるいは教育の分野において専門的な知識や経験を有する人材を確保する。

静岡県教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成26年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

- ア 不登校、ネグレクトなど、子供が抱える問題に対して社会福祉の視点で関わり、関係機関との連携を図りながら、子供を取り巻く環境へアプローチをすることで解決を図る。
- イ 学校の教育活動に対して、ソーシャルワーク的な視点とアセスメントを踏まえたチームアプローチの手法を取り入れることによって、学校や教職員が持っている力を生かした計画的なチーム対応をする学校体制づくりを支援する。

（2）配置計画上の工夫

県内全市町へ普及させるために2年ごとに配置市町を替えている。平成26年度は、4市1町に配置するとともに、教育事務所にも配置し、必要に応じて県内各市町に派遣ができるようにした。学校の実態や抱える問題に応じた適切な支援を行うため、拠点校型、派遣型、巡回型等、配置を工夫している。

（3）配置人数・資格・勤務形態

- ア 配置人数 13人
- イ 資格 社会福祉士、精神保健福祉士、その他社会福祉に関する資格、教員免許状 等
- ウ 勤務形態 1日6時間以内、週29時間以内、年35週程度の勤務とする。

（4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

ビジョンには、配置のねらい、スクールソーシャルワーカーの特性・業務内容、期待される効果・留意点、校内の生徒指導体制の組織化、市町教育委員会の支援等について記載している。配置市町教育委員会及び関係の学校に送付し、周知を図っている。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

スクールソーシャルワーカー、配置市町教育委員会担当指導主事、参加を希望する市町教育委員会担当指導主事

（2）研修回数（頻度）

年6回

（3）研修内容

- ア 講義 「スクールソーシャルワーカーの支援対象と支援計画」、「包括的なアセスメントと相互作用を意識したプランニング」
- イ 演習 「学校におけるアセスメントとプランニング」、「包括的アセスメント」
- ウ 協議 「各市町教育委員会における活用ビジョンについて」等
- エ スーパーバイザーによるスーパーバイズ

（4）特に効果のあった研修内容

スクールソーシャルワーカーと配置市町教育委員会担当指導主事に加え、各校生徒指導主事等を交えて講義や演習を行った。特に演習（事例検討）では、スクールソーシャルワーカーが各校生徒指導主事をリードするファシリテーター役を務めることによって、ケース会議における力量を高めることができた。また、スクールソーシャルワーカーについて、参加者である各生徒指導主事等の理解を深めることができた。

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置 有り

○活用方法

スクールソーシャルワーカーと配置市町教育委員会担当指導主事、参加を希望する市町教育委員会担当指導主事に対して、スキルアップのための助言や活用ビジョンについての助言を行う。また、各校の教頭、生徒指導主事等に対して、スクールソーシャルワーカーの活動内容や活用方法、教員のアセスメント力やプランニング力の重要性について講義・演習を行う。

（6）課題

スクールソーシャルワーカーの資質向上につながる研修内容にするため、県の方針、スーパーバイザーの意向、各市町教育委員会や各スクールソーシャルワーカーの要望等を踏まえ検討を行う。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】いじめによる不登校問題解決のための活用事例（②③）

中学校2年生女子（A子）が不登校になった。A子は、6才から小6卒業まで祖母に育てられており、父母の養育力が十分ではない。不登校の原因を探るため、三者面談を実施しようとしたが、母親は具合が悪いと言って来校せず、本人のみ登校した。その時、A子から強い異臭がしたため、担任はそのことでA子がいじめの対象になっており、そのために不登校になっているのではないかと疑った。その後、A子と同じクラスの女子生徒から教育相談員に対して「クラス女子6人にいじめられている」と報告があり、いじめの事実が発覚した。

これを受け、スクールソーシャルワーカーは校長、教頭、学年主任、生徒指導主事、部活動顧問、養護教諭、教育相談員の賛同を得てケース会議を開き、情報共有とプランニングを行った。担任と学年主任はA子の心のケア、加害者への指導、クラス内でのいじめの指導、祖母との協力体制の構築、養護教諭によるA子への清潔保持の指導、スクールソーシャルワーカーは母親との面談、福祉課への問い合わせとつなぎ役など、参加者の役割を明確にして、継続的なチーム体制を整えて支援にあたった。その後も、定期的にケース会議を開き、A子の状況の変化に合わせて継続的にアセスメント、プランニングをして支援することで、A子は毎日登校することができるようになった。

【事例2】ネグレクト家庭への支援と改善のための活用事例（④）

小学校5年生男子（B男）は母子家庭で育ち、青白い顔で登校したり、腹痛を訴えたりすることが多かった。また、宿題や持ち物がそろわず、同級生とのかかわりが苦手であった。母親はB男が小さい頃から夜間勤務で生計を立てており、朝食の見届けを始め、養育を十分行うことができていなかった。担任はB男の生活習慣、生活態度、健康面などの表れを学年当初から気にしていた。また、養護教諭も2学期になってB男を観察する中で、健康面とネグレクトの悪化を懸念した。

スクールソーシャルワーカーは担任、養護教諭、母親で少人数のチームを作り、ミニケース会議を行う方法を計画した。このミニケース会議を行う目的は、学校と家庭がB男の生活改善を共通目標として共有し、学校が母親の困り感に寄り添いエンパワメント（湧活）していくためである。このミニケース会議の中で、B男を応援したいという思いを共有することで、母親の中のストレングス（強さ）を引き出すこと、医療機関等の関係機関へつなぐことができた。少人数のチームでミニケース会議を行うことは、母親の立場に寄り添い、B男の生活改善を進める有効な手段であった。

【4】成果と今後の課題

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ア 平成26年度は、延べ1,416人の児童生徒が支援の対象となった。スクールソーシャルワーカーが関わることで不登校や家庭の問題等を抱えた児童生徒や保護者に対し効果的な対応ができた。
- イ 平成26年度は、214回のケース会議が実施された。ケース会議にスクールソーシャルワーカーが参加することで、包括的にアセスメントすることができ、解決に向けた取組が具体的かつ多角的になった。また、対象児童生徒への配慮事項を多くの教員が共有し役割分担が明確になった。
- ウ スクールソーシャルワーカーの働き掛けにより、他機関との連携が取りやすくなった。
- エ スクールソーシャルワーカーから見立て等を学ぶことで、教職員の資質が向上した。

（2）今後の課題

- ア 国の方向性を受け、本県でもスクールソーシャルワーカーの配置拡充を目指しているが、スクールソーシャルワーカーの人数が少なく、人材の確保が困難な状況にある。そのため、今後はスクールソーシャルワーカーの人材育成を視野に入れながら、スクールソーシャルワーカーの資質向上を計画的に行っていくことが必要である。本年度行った連絡協議会の場を今後も研修の場として充実させたい。
- イ 平成20～26年度に33市町中16市町に対してスクールソーシャルワーカーを配置してきたことにより、少しずつスクールソーシャルワーカーの認知は進んでいるが、まだ十分とは言えない。そのため、今後も様々な機会を通してスクールソーシャルワーカーの役割や有用性について積極的に周知していく必要がある。
- ウ スクールソーシャルワーカーが問題を抱える児童生徒に対して効果的に対応できるようにするために、配置市町教育委員会が明確なビジョンを持つことができるように今後の連絡協議会の中で協議したい。

三重県教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成26年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

小中高等学校において福祉的なアプローチの必要な事案や深刻かつ複雑な生徒指導上の事案等に対して、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童生徒が置かれた様々な環境へ働きかけたり、関係機関とのネットワークを活用したりして、問題を抱える児童生徒に支援を行う。

（2）配置計画上の工夫

平成26年度スクールソーシャルワーカー活用事業実施要項等に基づき、県教育委員会事務局に7名を配置し、県立高等学校6校に定期的に訪問するとともに、要請のあった市町等教育委員会及び学校に対して派遣する。

（3）配置人数・資格・勤務形態

- ・ 県教育委員会事務局に7名配置
- ・ 社会福祉士（3名）、精神保健福祉士（3名）、臨床心理士（2名）、その他（1名）（重複あり）
- ・ 7時間×111日

（4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

- ・ 指針の内容は、①スクールソーシャルワーカーの支援目的、②支援内容、③支援までの手続き、④三重県教育委員会におけるスクールソーシャルワーカーを含めた支援組織について
- ・ 周知方法は、県教育委員会のホームページに掲載。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

- ・ スクールソーシャルワーカー 7名

（2）研修回数（頻度）

- ・ 年間2回の大学教授によるスーパーバイズ
- ・ 年間20回程度の事務局職員や関係機関職員等を講師とした研修会及び事例検討会
- ・ 各種研修会への参加

（3）研修内容

- ・ スクールソーシャルワーカーの業務（役割）に関連する研修
- ・ スクールソーシャルワーカーや生徒指導特別指導員が関わった事例検討
- ・ 事務局職員を講師とした人権教育や生徒指導に係る研修、こころの医療センター等の関係機関との連携による不登校・虐待・自傷行為等についての研修
- ・ SSWの効果的な活用、事例検討等について、大学教授による年間2回のスーパービジョンの実施

（4）特に効果のあった研修内容

- ・ 大学教授によるスーパーバイズ（事例を基にした研修）
- ・ 関係機関との連携による研修（事例検討・情報共有等）

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置 あり

- ・ 年に2回の研修会や事例検討会での指導・助言（必要に応じて、指導・助言）

（6）課題

- ・ 三重県内にスクールソーシャルワーカーの専門家がいなかったために、県外の専門家である大学教授を招聘せざるを得ない。

【3】スクールソーシャルワーカー（以下、SSW）の活用事例

【事例1】家庭環境の問題対応のためのスクールソーシャルワーカーの活用事例（①、③）

《状況及び対応と経過》

（状況）高校2年生の生徒は、不登校傾向で、将来の進路についての不安を配置のスクールカウンセラー（以下、SC）に相談した。相談を受けたSCから、当該生徒の不安の背景には、家庭的な問題があるのではないかという報告を受けた校長は、県教育委員会へSSWの派遣を要請した。当該生徒は、一人親家庭で、保護者が日本国籍でないなどの理由から、住居等の様々な手続きが滞っている状態であった。当該生徒の家庭を地域資源につなぐため、SSWが、関係機関との調整役を担い、連携した取組を進めた。

（対応と経過）SSWがコーディネート役を担いつつ、学校（管理職、担任、養護教諭を中心に）、地域の民生委員や地域の福祉機関、SCが、当該生徒やその保護者へのそれぞれの関わりについて情報共有を行ったり、今後の支援の在り方について協議したりするケース会議を定期的に行った。

《結果》

- ・当該生徒の生活を地域で支えてもらえる民生委員や地域の福祉機関との連携のもと、家庭を支援する体制を整えることができ、当該生徒の不安を軽減することにつながり、自らの進路選択に意欲を持って取り組むことができた。
- ・SSWがパイプ役となり、関係機関との連携のもと、両親の離婚後に滞っていた様々な手続きを進めることにより、経済的にも安定した。

【事例2】問題行動等へのチーム支援に係る活用事例（①、③、④、⑤）

《状況及び対応と経過》

（状況）暴力行為や不登校等の課題の多い中学校において、中学校区に配置されているSCが、小学校から暴力行為等の問題行動があった3年生の生徒の面談を行い、保護者の失職や暴力が、当該生徒の行動に影響を及ぼしているのではないかと校長に報告し、地域の教育委員会を通じて、県教育委員会にSSWの派遣要請があった。SSWは、当該生徒への支援を窓口にして、学校体制の見直しと関係機関との連携体制の構築に努めた。

（対応と経過）多くの課題を抱えている学校であったため、SSWが中心となり、校内又は中学校区の連携会議等において、学校体制の見直しを行うとともに、暴力行為等を行う生徒に対しては、生徒指導特別指導員（警察OB、教員OB等）と連携した取組を行った。また、児童相談所や地域の福祉機関との連携のもと、ケース会議を繰り返し、支援の方向性等の共通認識を図り、それぞれの役割を確認しながら支援を行った。

《結果》

- ・SSWは、地域の福祉機関との連携のもと、失職した保護者の就労支援を行うとともに、児童相談所との連携のもと、保護者への指導を行いながら、当該生徒への心のケアをSCが行うことにより、暴力行為が減少した。
- ・SSWがコーディネーターとなり、小中学校、関係機関、中学校区配置のSC、地域の教育委員会や相談員等が、定期的な連携会議等を通して、不登校傾向の児童生徒についての情報交換を行うことにより、早

【4】成果と今後の課題

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ・ 福祉的なアプローチが必要な児童生徒、家庭等への支援を積極的に行うことにより、児童生徒の学習環境が整備されるとともに、学校の組織体制が強化され、関係機関等とのネットワークづくりが進んだ。
- ・ SSWの学校訪問回数 H24年度274回→H25年度478回→H26年度575回
- ・ 課題解決のための関係機関とのケース会議の実施状況 H26年度 80回
- ・ 関係機関と連携した件数 H26年度 355件

（2）今後の課題

- ・ 社会福祉士や精神保健福祉士等、専門的な知識や経験を有する人材の確保
- ・ 必要な時に協働することができる関係機関のネットワークのさらなる構築
- ・ 学校の状況に応じた未然防止及び早期対応（学校や市町教育委員会との連携）

滋賀県教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成26年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

児童を取り巻く環境の調整・改善を図ることにより、個々の課題解決を目指し、スクールソーシャルワーカーが持つ福祉的な支援方法を学校にも取り入れることで、教員のアセスメント力と環境調整能力を高め、指導・支援の充実を図る。

（2）配置計画上の工夫

学校不適応課題の大きい小学校にスクールソーシャルワーカーを配置する。配置したスクールソーシャルワーカーは同一市内小中学校に必要に応じて派遣を可能とする。また、スクールソーシャルワーカーおよび教職員に対し、適切な指導助言ができるスーパーバイザーを県教育委員会に配置し、必要に応じて公立学校、市町教育委員会等に派遣するとともに、教職員対象に研修会を実施することで、教職員へのスクールソーシャルワーク的視点の広がりを目指す。

（3）配置人数・資格・勤務形態

- ・スクールソーシャルワーカー 9名（11小学校配置）

資格：社会福祉士4名、精神保健福祉士1名、保健師1名、教員免許4名、教育カウンセラー1名（重複あり）

勤務形態：1校あたり1日6時間、週2回（年間20～40週）

- ・スーパーバイザー 8名（18小中学校派遣、研修会等）

資格：弁護士、社会福祉士、精神保健福祉士、教育カウンセラー

勤務形態：1校あたり年間2～3回で1回につき、3時間 研修会1回につき、1～4時間

（4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

〔内容〕滋賀県が大切にしているスクールソーシャルワーク的視点という考え方、スクールソーシャルワーカー活用事業のねらい、スクールソーシャルワーカー活用事業の特徴

〔周知方法〕4月開催の連絡協議会の場で周知

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象・研修回数（頻度）・研修内容

- ・スクールソーシャルワーク研修会（スクールソーシャルワーカーが講師や助言者を行い、自身の資質の向上を図る）

〔研修対象〕県市町立学校教員、私立教員及び市町教育委員会関係者（希望者）

〔研修回数〕年間3回（5月、7月、2月）

〔研修内容〕テーマ「スクールソーシャルワーク的視点を重視した児童生徒への支援」

1回目…「児童虐待等、不適切な養育環境にある子どもに対して、学校としてできる支援について」

2回目…「不登校の児童生徒に対して、学校としてできる支援について」

3回目…「いじめについての理解とその対応」

- ・ワーカー研修会（スクールソーシャルワーカーが研修内容を計画をして実施する自己研修会）

〔研修対象〕スクールソーシャルワーカー 〔研修回数〕年間6回

〔研修内容〕

1回目（配置校における実践研究について／講師SSW）、2回目（いじめ対策委員会について／講師SSW）

3回目（少年鑑別所の子どもの姿から／現地研修）、4回目（児童福祉施設の子どもの姿から／現地研修）

5回目（警察および医療との連携について／講師SSW）、6回目（子どもの貧困について／講師SSW）

- ・SV研修会（スクールソーシャルワーカーが事例や課題を持ち寄りSVから指導助言を受ける）

〔研修対象〕スクールソーシャルワーカー 〔研修回数〕年間6回

〔研修内容〕事例検討、情報の取り扱いについて、校内組織体制の構築、滋賀の本事業のめざすもの等

（2）特に効果のあった研修内容

- ・スクールソーシャルワーク研修会では、スクールソーシャルワーカー自らが講師や助言者になることで、配置校等で教員に行う研修会の技術向上につながった。

- ・ワーカー研修会では、それぞれのスクールソーシャルワーカーが得意とする分野をテーマにして話し合うことで、互いの資質の向上につながった。また、県内の施設等での研修を通じ、県内にある関係機関の周知にもつながった。

（3）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置 あり

○活用方法

- ・SV研修会…上記のとおり

- ・新規スクールソーシャルワーカーへの指導助言…新規スクールソーシャルワーカーの配置校にスーパーバイザーが訪問し、日々の校内での活動やケース会議での発言等について指導助言を行う。（年間4回、1回3時間）

- ・SV会議…SSWの育成や教員への研修内容について助言をいただく。（年間1回、1時間）

（4）課題

研修体制を強化すると資質向上につながるが、これらの研修は配置校での配置時間内で運用しているため、配置校への勤務時間数の減少につながってしまう。これらの研修時間を見越した年度当初の配置時間数の設定が必要である。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】家庭環境の改善と関係機関との連携のための活用事例（①、③、④、⑥）

小学校5年で特別支援学級に通う男子児童Aは、週1～2回わずかな時間しか登校できなかった。家庭は母親との2人暮らしで、生活保護を受けていた。母親は養育態度に問題があり、障害があるため、要保護児童としてあげられていたが、母親が行政関係者との対話を拒否されていたため、見守り状態であった。

スクールソーシャルワーカーは、児童Aの母親が家事をしないので児童Aに対する養育が心配であるとの情報を家庭児童相談室から得た。また、母親の特性に関する情報などをもとに、ケースの問題性と今後のリスクについて家庭児童相談室に伝え、母子自立支援担当課、生活保護担当課、障害福祉担当課と共に個別ケース検討会議を開くように依頼した。会議においては、生活の実態把握のための役割分担・障害者手帳取得に向けての導き・児童Aと母親の生活支援の計画・警察との連携について話し合った。

その後、母親は母子自立支援担当課や障害福祉担当課に相談するようになり、手帳取得の手続きをすることができた。また、自ら家事も始め、児童Aを学校に連れてくる日が増えた。

登校日が増えたことで児童Aの表情や体調もよくなった。さらに、養育環境に対する地域での見守り体制も確立された。

【事例2】関係機関との連携のための活用事例（③、④）

小学校1年（入学当時）より家庭に課題を抱えた児童であり、6年のころより不登校傾向になった。保護者と連絡がつかず本人の安否確認ができない状況になったため、学校で協議を行い「虐待通告」を行うこととなった。スクールソーシャルワーカーが関係機関（児童相談所、市の福祉）とも連絡調整を行うこととした。スクールソーシャルワーカーをまじえたケース会議で、アセスメントと支援の計画を行う中で、学校側が保護者との面談を行ったところ、虐待、過去のいじめ問題、本児の発達課題、家庭での養育問題が明らかとなった。その後、養護教諭など本児への関わりが深い教員が、本児の思いを聴くことで、本人や保護者との信頼関係も出来てきた。また、保護者の了解が得られたことにより、発達支援担当課との連携を行うことができた。さらには、小中連携のケース会議を行い、福祉と教育の連携で別室での卒業式を迎えることができた。小学校卒業後も小中連携を行うことで中学校スクールカウンセラーへも繋ぐことができたため、中学への入学もスムーズであった。保護者の協力もあり、現在のところ登校できている。

【4】成果と今後の課題

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- 学校不適応の背景を、児童の置かれた環境を含めて、多面的に捉えることができ、効果的な支援となった。スクールソーシャルワーカーを配置した小学校（全11校）の不登校在籍率は減少した。【表1】

- 配置校のスクールソーシャルワーカーは、配置校内を中心に業務を進めてきたが、昨年度より配置校のある市内での活動も可能とした。そのことにより、市内の小中学校の教員に対し、本事業の広がりを図った。SSW配置校とSV派遣校の学校を含め、小学校では、県内公立小学校の約3分の1、中学校では県内公立中学校の約4分の1の学校にスクールソーシャルワーカーがケース会議や研修会に参加し、スクールソーシャルワーク的視点について教員に広げるよう取り組んだ。【表2】

- スクールソーシャルワーク的視点を重視した児童生徒への支援について、県内の公立学校教員対象に希望参加型の研修会を年間3回それぞれのテーマで実施した。多くの教員が参加し、資質の向上に努めることができた。【表3】

（2）今後の課題

- 本事業の教員への広がりを図るために、市内でのスクールソーシャルワーカーの活用やスクールソーシャルワーカーによる教員への研修会等を実施したところ、一定の成果は見られた。今後は具体的な事例検討会等を重ね、さらなる教職員の資質向上を目指していく必要がある。
- スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けての研修体制について、今後もスクールソーシャルワーカーと連携し、有意義な研修内容となるよう工夫が必要である。また、スクールソーシャルワーカーの人材確保や人材育成も事業展開していくうえでの大きな課題である。

【表1】不登校児童の平均在籍率の比較(小学校)

	H25	H26	増減
全県	0.42	0.48	0.06
SSW配置校(11校)	0.62	0.59	-0.03

【表2】スクールソーシャルワーカーが関わった学校数

	小学校	中学校
SSW配置校	11	0
SV派遣校	13	5
(市内活用での派遣校)	50	22
合計	74	27
	101	

【表3】スクールソーシャルワーク研修会参加者数

	参加者数		
	1回目	2回目	3回目
小学校教職員	65	64	29
中学校教職員	19	19	14
高等学校教職員	20	23	14
特別支援教職員	7	8	6
私立学校教職員	5	12	9
市町教委関係者	8	7	6
合計	124	133	78

京都府教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成26年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

児童生徒の基本的な生活習慣を確立し、学習習慣の定着を図る取組を支援する。

（2）配置計画上の工夫

不登校や学習指導上の課題など児童生徒の実態を把握・分析し配置校を決める。

（3）配置人数・資格・勤務形態

《小学校》 22人 教職経験者等、学校や地域の状況を理解し、児童・保護者・教職員への指導・助言ができる者 非常勤講師 週27時間（年間）

《中学校》 18人 社会福祉士、精神保健福祉士等の社会福祉に関する専門的な知識を有する者 非常勤職員 週2回、1回6時間（年間35回）※18校へ配置

（4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

配置の趣旨、期間、職と職務、スーパーバイザーについて、守秘義務と活動状況報告書等を定め、配置校とスクールソーシャルワーカーに文書や口頭で周知する。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

・スクールソーシャルワーカー、市町教育委員会担当者、校内コーディネーター

（2）研修回数（頻度）

・年4回（5月、7月、10月、3月）の全体連絡協議会
・年2回の地域別連絡協議会（一部地域）
・スーパーバイザー巡回相談（年間約40回）

（3）研修内容

・効果的な活動が展開されるように交流協議、事例研や講演を行うなど、スクールソーシャルワーカーの資質向上に努めている。
・市町教育委員会担当者や校内コーディネーターを含めた研修会も実施している。

（4）特に効果のあった研修内容

・各スクールソーシャルワーカーより提出された支援事例集を中心とした事例研。
・発達障害の視点を踏まえた効果的な家庭支援のあり方や保護者対応についての講演。
・スーパーバイザーによる、いじめ防止推進法といじめの対応等についての講演。

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置

・小学校1名、中学校2名を設置。

○活用方法

・配置校への巡回相談を行い、ケースへの対応を行ったり、活動や連携の在り方等についての研修会等を実施したりしている。（個々のケースについては、メールや電話を活用して、きめ細かい指導や助言が受けられるような体制をとっている。）

（6）課題

・スクールソーシャルワーカーの資質向上とコーディネーター機能の向上に向けて、効果的な活用方法等の研修会開催の必要性

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】不登校のための活用事例(③)

- 小5の時、父からの虐待を近所の人が通告し要対協にケース登録されるが、小6の11月に終了する。小6の時、学級内では無表情で、班学習など周りとは協力することは苦手であった。中1当初から教師へ反抗が見られ、2学期には、校則に違反する行為や欠席・遅刻が増加する。中2になり、始業式のみ登校できたが、その後、6月初旬まで欠席が続く。
- 中1の時、SVや小学校教諭を招聘したケース会議を実施。小学校時の問題行動や生育歴についての情報を収集した。さらに家庭の状況を把握するため民生児童委員に訪問を依頼すること、妹の在籍する小学校と連携し家庭支援を行うこと、本生徒への対応について共通理解を図ることを確認する。
- 中2の時、市教委指導主事や家庭児童相談員を招聘したケース会議を実施。週1回は登校させることや、登校時における学年教師で役割分担した対応などを確認する。
- ケース会議を受け、本人・保護者との面談を行い、毎週金曜日に登校することや、家庭への連絡も電話での調整どおりに行うことを約束する。
- 中学校SSWのコーディネートにより、小学校のSSWや教諭との連携、民生児童委員との連携が進み、それによって家庭の状況が把握できるようになってきた。母親への電話連絡はスムーズに行えるようになった。また、継続してケース会議を重ねる中で、全教職員が本生徒への理解を深め、状況に応じた、組織的な対応が行われ、週1回の登校につながっている。

【事例2】発達障害のある児童のための活用事例(⑥)

- 多動・不注意傾向、衝動的行為が見られる。遅刻・欠席はほぼ無し、知的には問題はなく、担任との関係性も良好である。母子家庭。母親には深刻な精神疾患があり、不適切な養育態度が見られる。
- 校内でのケース会議で本児に関する情報整理、SSWによる福祉面・医療面等、多角的な視点からのプランニングを行う。
- 相談室でのSSWによる個別支援とともに、本児の「個人ファイル」を作成・活用し、担任と連携を密にとりながら（多動性等の）改善に向けた取組を行う。
- SSWが学校における取組に関して、担任を中心とした保護者連携のためのコーディネーターとなる。
- 要対協個別ケース会議への参加、並びに家庭支援センター（児童相談所）、市の家庭児童相談室、医療機関等との連携をコーディネートし、本児とともに母親の支援を進める。
- 本児の学校生活における多動性等には一定、行動の改善が見られるようになったが、母親の精神疾患等に起因する被虐待による困難性は高い。今後もSSWが軸となって支援の方向性を確認しながら、関係機関との継続的な連携強化が必要である。

【4】成果と今後の課題

(1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ・ケース会議を1校あたり年間平均約20回開催するなど、スクールソーシャルワーカーと校内職員をはじめ教育関係機関との連携が進み、専門性を生かした支援が行われた。特に管理職や生徒指導担当や養護教諭やSCとの連携など課題解決が難しいケースについて取組が進められ、全体の約41%のケースが解決あるいは好転となった。

(2) 今後の課題

- ・スーパーバイズを生かしたスクールソーシャルワーカーの資質向上と、校内のコーディネーター機能や協働体制を充実させること。
- ・校内及び関係機関等とのケース会議を充実させ、課題解決に当たること。
- ・子供の学習・生活を支援するネットワークの構築と、スクールソーシャルワーカーを配置していない学校の保護者や児童生徒への支援ができる体制づくり。

大阪府教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成26年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

- いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など生徒指導上の課題に対応するため、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童生徒の置かれた様々な環境に働き掛けて支援を行うために、政令指定都市、中核市を除く府内の各市町村にスクールソーシャルワーカーを配置する。

（2）配置計画上の工夫

- 各市町村教育委員会の昨年度までの活用状況や活用計画等に基づいて計画的に派遣する。
※配置型…あらかじめ指定した学校に配置 派遣型…生じた事象に応じて随時市町村教育委員会から学校に派遣 巡回型…配置された域内の学校を定期的に巡回 拠点校型…特定の学校を拠点に、必要に応じて他の複数の学校を担当
- SSWの資質の維持向上のため、毎年度公募審査を行う。

（3）配置人数・資格・勤務形態

- 配置人数 27人
- 資格
 - ・社会福祉士…18人
 - ・精神保健福祉士…10人
 - ・臨床心理士…1人
 - ・教員免許所持者…6人

（4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

- これまでの活用事例の実践をまとめた「スクールソーシャルワーカー活用ガイド」を府内全公立小中学校、市町村教育委員会に配付し市町村におけるSSWの活用促進を図っている。
- 年度当初より、事業関係者（市町村教委・全SSW）に各所管小中学校の状況等を踏まえた計画的な活用を求めるとともに、進捗状況を月ごとに把握している。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

- スクールソーシャルワーカー、チーフスクールソーシャルワーカー、市町村教育委員会担当指導主事

（2）研修回数（頻度）15回

（3）研修内容

- 講義（不登校・児童虐待防止・いじめ・発達障がい・性的問題行動・小中連携 等）
- 事例検討
- グループワーク

（4）特に効果のあった研修内容

スクールソーシャルワーカー育成支援研修…今年度より大阪府3年目以内のスクールソーシャルワーカー対象に行った研修。講義とグループワークを中心にスクールソーシャルワーカーとしての基本的部分に絞って研修をすることができた。

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

- SVの設置 ・弁護士、臨床心理士、社会福祉士の資格を有する者、小・中学校の管理職経験者
- 活用方法 ・定期的にSV会議を開催し、スクールソーシャルワーカーの専門性向上に関する年間計画の企画・調整を行う。
・連絡会においては、スクールソーシャルワーカーに対して、福祉・心理・司法・教育の専門性をいかした助言をしたり、相談を受けたりする。

（6）課題

スクールソーシャルワーカーの経験や活動年数等によって個々のスキルに差がでてきており、多様化・複雑化する問題行動やいじめ・児童虐待等さまざまな課題に対応できるスクールソーシャルワーカーの専門性の向上が大きな課題である。今年度、育成支援研修を行ったが、今後も引き続きその内容や連絡会の持ち方、スクールソーシャルワーカーや各市町村のニーズを踏まえた研修を実施していく必要がある。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】家庭支援のための活用事例（①）

母子2人の家庭。6月に中学校の修学旅行が間近に迫る中、旅行積立金も含めこれまでの諸費を滞納していた。支払いの期日も迫り、生徒自身が修学旅行に参加したいにもかかわらず、このままだと修学旅行に行けなくなる状態となった。学校からスクールソーシャルワーカーへ、生徒を参加させたい旨の相談があり、ケース会議を実施した。学校から母親へは「福祉に強い専門家」としてスクールソーシャルワーカーを紹介し、母親の承諾の上、家庭訪問を行った。家庭訪問では、母親は以前仕事をしていたが、持病のため仕事を続けることが難しい状態で、借金もあり、他の支払いも未納の状態だということが分かった。スクールソーシャルワーカーから今後の生活について母親の意志を確認しながら、関係機関に情報を伝えることを承諾してもらい、福祉機関で生活保護等の支援を受けることやその方法について提案した。修学旅行の支払いの期限も迫っており、今後の支援の手続きが円滑に進むようにあらかじめスクールソーシャルワーカーと学校、福祉機関で情報共有を行い、今後の支援プランについて確認。母親が手続きをする一方で、福祉機関では他機関からお金を借りられる準備を行ったり、学校は支払いについて業者と交渉したりした。結果、母親は生活保護等の支援を受け、様々な諸費の支払いにも間に合い、生徒も修学旅行に参加することができた。

【事例2】不登校支援のための活用事例（①③）

不登校傾向の小学校4年生の児童。6年生の兄と病気の母、認知症の祖母と暮らしていたが、児童が登校できた時に、担任に母の調子が悪いことを話す。担任が家庭訪問し母から家庭の状況の様子を聞き、管理職に伝えた。管理職からスクールソーシャルワーカーに相談があり、スクールソーシャルワーカーの調整のもと、関係機関との連携の必要性やその方法について、児童の生活支援のための今後の支援について道筋を立てるため、校内でのケース会議を実施した。一方、同時期に、母からコミュニティソーシャルワーカーへ自身の病気のことや祖母の認知症のこと等の相談があり、コミュニティソーシャルワーカーは、母から家庭についての情報共有の承諾を得た上で、学校に今後の連携についての相談をした。

そこで、学校、スクールソーシャルワーカー、コミュニティソーシャルワーカー、市の福祉機関が集まり、連携のケース会議を実施した。スクールソーシャルワーカーとしては、学校と関係諸機関が連携していくために、関係諸機関の役割、情報共有の方法（保護者同意の上の情報共有）をケース会議で確認し、また関係諸機関には学校ができること、不安に感じていることの説明を行い、丁寧に連携を進めていった。今後の生活支援・児童・母・祖母へ支援の方策等を確認し、母はその後入院し病気の治療を受けた。現在も様々な支援が必要であるため、各機関が定期的に連携し情報共有を続けているが、今年度に入り兄は中学校に進学し、不登校傾向だった児童も、現在は登校できている。

【4】成果と今後の課題

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

不登校、児童虐待等に対応するため、学校と福祉機関等をつなぐスクールソーシャルワーカーを市町村に計画的に派遣し、対応ケース数も417件（H17）から1,425件（H26）に、校内及び連携ケース会議も422件（H17）から1,143件（H26）と、ともに増加している。また、スクールソーシャルワーカー活用のニーズが高まることにより、市町村でスクールソーシャルワーカー事業を行う動きが増加し、本府の活用事業をモデルとして、平成26年度は政令市を除く30市町村（73%）が取り組みを進めており、より密着した児童生徒のケースに対応ができるようになってきている。

（2）今後の課題

多様化・複雑化するいじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など生徒指導上の課題への対応が求められる各市町村や学校からのスクールソーシャルワーカー活用のニーズは年々高まっているが、そのニーズにこたえられるスクールソーシャルワーカーの人材確保と専門性の向上が大きな課題である。

スクールソーシャルワーカー全体の専門性を高めるために、連絡会及び育成支援研修を計画的に実施している所ではあるが、スクールソーシャルワーカーという専門性を有する人材は限られており、府内の市町村も独自予算を確保してスクールソーシャルワーカー活用事業が展開されていく中で、本府として人材を確保していくことが難しくなっている。

兵庫県教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成26年度）

- (1) スクールソーシャルワーカー配置の主な目的
 - ・児童虐待への対応
 - ・学校と地域・家庭や関係機関との連携強化
- (2) 配置計画上の工夫
各教育委員会・学校からの要請により派遣する「学校支援チーム」の一員として、学校関係者OB・警察関係者OBとともに県内6カ所にある教育事務所に配置している。
- (3) 配置人数・資格・勤務形態
 - ①配置人数 9名
 - ②資格 社会福祉士（4人）、精神保健福祉士（5人）、教員免許（4人）
 - ③勤務形態 週29時間
- (4) 「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について
活動方針等に関する指針となる「SSWの効果的な活用のために」を作成。ホームページに掲載し、各教育事務所に配付。全県生徒指導担当教員等研修会にて説明。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

- (1) 研修対象（全県研修）
 - ・平成26年度 全県生徒指導担当教員等研修会（生徒指導担当教員、不登校担当教員、児童生徒支援教員（生徒指導）、学校支援チーム（学校関係OB、警察関係OB、SSW）、各教育事務所担当指導主事等）
 - ・第1回 スクールソーシャルワーカー連絡協議会（SV、SSW、各教育事務所担当指導主事等）
 - ・第2回 スクールソーシャルワーカー連絡協議会（SV、SSW、県教育委員会指導主事）
- (2) 研修回数（頻度）
全県研修（年3回）
- (3) 研修内容
 - 【全県生徒指導担当教員等研修会】
 - ① 講演「いじめ防止基本指針を踏まえた今後の対応について」
講師：大阪市立大学名誉教授・大阪樟蔭女子大学前学長・鳴門教育大学特任教授 森田 洋司 氏
 - ② 実践発表「児童生徒が自ら考え実践するいじめ防止の取組」
講師：明石市教育委員会児童生徒課 指導主事 金井 有一郎 氏
 - 【第1回連絡協議会】
 - ① 講話「広域SSWの活用活性化に向けて～SVから見えてきたこと～」
講師：SV 半羽 利美佳 氏（武庫川女子大学 准教授）
 - ② SSWによる協議（活動の成果と課題について）
 - 【第2回連絡協議会】
 - ① SSWによる事例報告及び協議、情報交換
 - ② 事例検討
- (4) 特に効果のあった研修内容
 - ・生徒指導担当教員等研修会での「いじめ防止基本指針」を踏まえたいじめ問題の対応について学識経験者の講演や市教育委員会による児童生徒が主体的に取り組んだいじめ防止についての発表は、今後の学校支援等にあって参考となる内容であった。
 - ・2回実施した連絡協議会では、スクールソーシャルワーカーによる具体的な事例発表を行い、スーパーバイザーによる助言等で効果的な対応方法を学ぶ機会となり、それぞれの資質向上につながる内容であった。
- (5) スーパーバイザーの設置の有無と活用方法
 - SVの設置 あり
 - 活用方法 各教育事務所に年2回派遣
- (6) 課題
スクールソーシャルワーカーは、福祉分野の専門性を持ち合わせているが、学校への支援にあたっては、学校のしくみや現場の先生方の考え方を踏まえ、密に連携をとる必要がある。今後も、連絡協議会での情報交換や事例研究、スーパーバイザーの活用等により、学校で発生している生徒指導上の諸問題への対応の在り方について研修を深めていきたい。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】児童虐待のための活用事例（④）

母親による虐待により、児童養護施設へ緊急措置入所となったA子に関して、児童相談所と児童養護施設の間では詳細に情報が共有されていたが、A子が通学する中学校には十分に情報が伝わっていなかったこともあり、A子への対応に苦慮していた。

そこでSSWは、学校、児童養護施設、児童相談所間の情報共有を円滑に行うため、まずは、児童相談所を訪問し、担当ケースワーカー及び児童福祉専門員から、A子を取り巻く環境及び緊急措置入所に至るまでの経緯について情報収集を行った。さらに、児童養護施設で施設長及び担当児童指導員から、A子の入所後の様子と支援方針について情報収集を行った。その上で、SSWは、学校においてケース検討会議を開催し、A子についての情報共有に基づく支援の方向性と役割分担を決定した。

学校は、必要な情報を共有できたことにより、A子の行動等について理解し、有効な支援ができるようになった。その結果、次第にA子の学校生活に落ち着きが見られるようになり、特に養護教諭を『信頼できる大人』と感じ、少しずつ心を開くことができたようになった。

【事例2】発達障害等に関する問題のための活用事例（⑥）

当該児童には発達面に遅れがあったが、両親はそれを受容できない状況であった。また、母親が主に育児に関わっており強い負担感を感じていた。当該児童は4年生頃から登校をしぶり、5年生の自然学校（4泊5日の長期宿泊体験）終了後から学校を欠席するようになった。さらに妹も学校を休みがちであり、学校は姉妹がともに不登校になるおそれがあると考えSSWに相談した。

相談を受けたSSWは、状況を改善するためには関係機関と連携して支援することが必要と判断した。まず、母親との面談を実施しA子の生育歴などについての聴き取りを行った。これを踏まえ、校内ケース会議を開催し、今後の支援の方向性について協議した。その後、SSWは、サポート体制を強化するため、発達支援センターでの受診や放課後等デイサービスの利用が可能となるよう母親に働きかけた。

当該児童は6年生になって登校できるようになり、小中連携ケース会議を開催するなど継続的な支援を行っている。

【4】成果と今後の課題

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ・児童生徒や学校を支援するネットワーク体制が一層強化され、効果的な支援が可能となった。
- ・学校支援チームの一員として、学校関係OBや警察関係OBと異なる視点からの見立てや助言を行うことにより、多面的な支援を行うことができた。
- ・平成25年度から3名増員の9名配置となり、よりきめ細かな支援を継続的に行うことが可能となった。
- ・児童虐待に関する相談が増加する中で、学校現場が積極的にスクールソーシャルワーカーを活用し、問題解決を図ろうとする意識が高まった。

〈スクールソーシャルワーカーへの児童虐待相談件数〉

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
児童虐待相談件数	83件	138件	157件

（2）今後の課題

- ・今後、SSWの配置拡充が想定されることを踏まえ、SCとSSWの役割分担と適切な協働による支援体制の構築。学校現場における理解の促進。
- ・SSWが、学校、家庭、地域及び関係機関と効果的な連携を図るためのスキルをいかに向上させるか。

奈良県教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成26年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など生徒指導上の課題に対応するため、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童生徒の置かれた様々な環境に働きかけて支援を行う、スクールソーシャルワーカーを配置し、教育相談体制を整備する。

（2）配置計画上の工夫

前年度の「問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」の結果や市町村教育委員会等との連絡・連携の中での情報交換、また、学校訪問による聞き取りや状況把握等をもとに配置を計画する。

（3）配置人数・資格・勤務形態

配置人数：3名（1高等学校、2市）

資格：社会福祉士、精神保健福祉士

勤務形態：週1回4時間、年間35週（年間140時間）

（4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

本事業の実施に係る内容については実施要領及び配置要領により定めている。

スクールソーシャルワーカー及び配置校担当者、配置校を管轄する市教育委員会担当者を対象とした研修会やスーパーバイザーを講師に招聘しての研修会や連絡協議会等において周知を図る。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

スクールソーシャルワーカーや配置校の担当教職員、配置校を管轄する市教育委員会担当者等

（2）研修回数（頻度）

スクールソーシャルワーカーや配置校の担当教職員、配置校を管轄する市教育委員会担当者等には年4回（配置時と各学期末）実施した。配置校の教職員には年1回（配置後）実施した。

（3）研修内容

連絡協議会：スクールソーシャルワーカーの役割や活用方法について説明。配置校の現状等について情報交換等を行い、今後の活用等に向けた検討を行った。

教職員研修会：スーパーバイザー等による講演会等を通じて活用方法等の共通理解を図った。

（4）特に効果のあった研修内容

スーパーバイザーによる教職員向け講演会とスクールソーシャルワーカーによる情報交換会

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置：有り（1名）

○活用方法：スクールソーシャルワーカーに対する指導及び助言を行うとともに、研修会や連絡協議会における講師等を務めた。

（6）課題

スクールソーシャルワーカーから報告のあった事例をもとに、スーパーバイザーを招聘しての資質向上に向けた研修会を適宜開催できるように努めること。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】不登校改善に向け関係機関と連携した活用事例（④、⑥）

高等学校1年生女子生徒。小学校より不登校傾向、中学校では拒食症との診断を受けている。

1年生の7月、家庭で虐待を受けていると本人が警察に電話をかけ、児童相談所に一時保護される。

9月、軽度の知的障害があるとの見立てもあり、関係機関と連携してケース会議を行い情報共有した。校内においてもケース会議を行った。その後、一時保護が解除された。母親に対しては担任・SSWでの面談を実施し、これまでの本人の様子や関係機関との連携の様子等について聞き取った。

11月に校内で再度、ケース会議を行った後、母親と人権部長・SSWで面談。また、本人を交えて学校生活についての相談も行った。本人は特別支援学校への転学を希望していたが、最終的には高等学校での生活を続けることとなった。

12月に療育手帳を取得。障害福祉サービスの利用を念頭に置いた支援を始め、学校生活等も落ち着きを見せるようになった。

【事例2】問題行動（万引き等）の改善を図った活用事例（①、⑥）

中学1年生男子生徒。父親と祖母との3人家族。小学校時、何度か万引きを経験している。中学校へ入学以来、家から金銭を持ち出し、カードを買って友人にあげたりする。本人は「モノ」でしか友人と繋がることができず様子である。家の金銭が紛失していることに気付いた祖母が学校に相談。学校が本人に確認したところ、持ち出したことは認めるが反省は乏しかった。

学校からの連絡を受けたSSWは、児童相談所への相談と本人のSC面接を勧める。併せて、家庭での金銭管理の徹底をお願いする。SCからは、本人に対して友人関係を築くために運動部への入部を勧めた。父親が児童相談所へ相談に行き、父子の継続指導が始められるようになり、生活態度も安定するようになった。

【4】成果と今後の課題

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ・支援の対象となった生徒数：中学校23名、高等学校95名
- ・教職員等とのケース会議の開催回数：129回
- ・関係機関等とのケース会議の開催回数：9回
- ・連携した関係機関等：児童家庭福祉の関係機関6件、保健・医療の関係機関2件、
学校以外の教育機関7件、その他の専門機関7件、地域の人材等3件

（2）今後の課題

- ・スクールソーシャルワーカーの配置拡充
- ・スクールソーシャルワーカーの役割についての周知

和歌山県教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成26年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など、児童生徒の問題行動等の状況や背景に複雑に絡み合っている児童生徒の環境の問題に着目して働きかけたり、学校と関係機関等との連携を一層強化するためのコーディネーター的な役割を担ったりできる人材を、市町村教育委員会や県立学校に派遣することによって問題を抱える児童生徒の課題解決を図るため。

（2）配置計画上の工夫

県教育委員会が採用し、各市町村教育委員会及び県立学校に派遣する。

派遣する市町村教育委員会については、スクールソーシャルワーカーの配置希望について照会するとともに、配置を希望する市町村教育委員会及び配置の必要があると県教育委員会が判断する県立学校について、活用計画書の提出を求める。活用計画書及び地域の状況に応じて、配置日数等を考慮し、配置する。

（3）配置人数・資格・勤務形態

○スーパーバイザー 5名 弁護士、大学教授等 各5日×5時間

○スクールソーシャルワーカー 社会福祉士、精神保健福祉士 11名 各30～65日×6時間

○スクールソーシャルワーカーに準ずる者 教員免許状等 9名 各20～80日×5時間

（4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

活動の基本理念・プロセス・ケース会議や活動形態を示した「スクールソーシャルワーカーの視点」（リーフレット）を活用した研修を促すとともに、連絡協議会や各研修会をとおして派遣する市町村教育委員会の担当指導主事及び配置する県立学校の担当者への周知徹底を図っている。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

スクールソーシャルワーカー、市町村教育委員会の担当指導主事、県立学校担当者

（2）研修回数（頻度）

連絡協議会（年2回）、SC・SSW合同連絡協議会（年1回）、全体研修会（年1回）

ブロック別研修会（県内3地域×2回）

（3）研修内容

SSWの効果的な活用について、事例検討、課題別ケース会議

（4）特に効果のあった研修内容

研修会を県のチーフSSWが企画・運営することにより、研修への主体的な関わりや各SSWのニーズに応じた研修を実施することができ、各地域が抱える課題の克服につながった。

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置 5名

○活用方法 現地支援、研修における講師、県全体のスーパービジョン

（6）課題

SSWの生活を支える雇用制度の確立、人材確保、質的向上

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】家庭環境改善のための活用事例（①、③）

- ・中学校3年生女子
- ・小学校6年生時、広汎性発達障害の診断を受ける。
- ・母親は、持病のため家事ができない状態であり、ゴミ屋敷のような環境で暮らしている。

<経過>

SCによる月1～2回の本人面談や、校内不登校委員会における情報共有、発達障害の子供へのアプローチ法の検討等を行う。また、要保護児童対策地域協議会機能を利用して、民生児童委員や指導主事、町の福祉課職員とともにケース会議を複数回実施する。

本人への支援として、安心できる環境の提供、支援学級での個別対応、自尊感情の回復、学校との信頼関係の構築、SSTやGAを取り入れた学級での居場所づくりに取り組む。

母親にSSWが複数回面談し、関係を構築することで、福祉サービスの提供を母親が受け入れられるようになり、生活環境や母親の状態が改善され、本人の欠席日数の減少につながった。

【事例2】問題行動の克服のための活用事例（⑤、⑥）

- ・中学校2年生男子
- ・保育所の時期から粗暴な行為がみられ、ADHDの診断を受ける。
- ・中学校入学以降、生徒への暴力行為や対教師暴力、他校の生徒との喧嘩事件等を起こす。
- ・保護者の課題意識が低く、学校の対応に不満を抱いている。

<経過>

学校で、担任、学年主任、養護教諭、SSW、SCによるケース会議を頻回実施し、役割分担や対応について協議を重ねる。また、要対協検討ケースとして、児童相談所が関与し、保護者も交えて個別ケース会議を定期的に行い、現状把握、問題行動への対応、今後のリスク回避について検討を行う。ケース会議後に、SSWが母親との面談を行い、悩みや心配を傾聴することにより、母親の精神的なわだかまりや劣等感の解消につながった。当該生徒も、自身の行動を言葉で振り返ることができるようになり、それにつれて、暴力行為の消失や、こだわりを良い方向に転嫁して行動できるようになった。

【4】成果と今後の課題

(1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

	支援児童数 (小学校)	支援生徒数 (中学校)	ケース会議 (校内)	ケース会議 (関係機関)	連携した 関係機関数	SSWによる 研修対象数
H22年度	263人	113人	66回	20回	55箇所	9人
H26年度	158人	231人	506回	127回	711箇所	276人

平成22年度：10市町村教育委員会 SSW10名配置 (のべ回数・人数)

平成26年度：17市町村教育委員会及び3県立学校 SSW22名配置

SSWの働きかけにより、校内外でのケース会議や関係機関との連携等、児童生徒の課題をしっかりと情報共有し、協働して支援する体制の構築につながっている。

(2) 今後の課題

今後、SSWをより効果的に活用していくために、校内組織の在り方や関係機関・地域資源と学校の連携の工夫について、教育委員会と学校が協働して取り組むためのルールの明確化を図り、SSW活動を点検・評価できるシステムづくりが必要である。

鳥取県教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成26年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

- ・社会福祉分野における専門的な視点で、児童生徒・教職員・保護者に対する相談活動の実施
- ・問題を抱える児童生徒の置かれた家庭環境等の改善に向けた、関係機関との連携推進
- ・不登校問題の解決及びひきこもりを含めた長期欠席者への対応等

（2）配置計画上の工夫

- ・事業実施している市町に県からの補助金を交付。それぞれの実情に合わせて週時間数及び年間時数を設定
- ・市町村教育委員会に事務局を設置し、スクールソーシャルワーカーの活動の拠点とする
- ・具体的な研修や活動の内容については、各市町村教育委員会が実情に応じて計画
- ・県立高校においては、東・中・西部各地区の1校に拠点校方式でスクールソーシャルワーカーを配置

（3）配置人数・資格・勤務形態

- ・市町教育委員会ごとに配置人数、勤務形態等が異なる（県3名、11市町24名配置（県との重複あり））
- ・資格（重複あり） ①社会福祉士10名 ②精神保健福祉士2名 ③その他社会福祉に関する資格2名
④教員免許10名 ⑤心理に関する資格8名 ⑥その他SSWの職務に関する技能の資格1名 ⑦資格を有していない1名

（4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

- ・指針は策定していないが、連絡協議会等でSSW・地教委・学校それぞれの立場においての活動方針等を周知している。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

＜県教育委員会主催＞

- ・関係市町教育委員会スクールソーシャルワーカー活用事業担当者1名
- ・スクールソーシャルワーカー
- ・参加を希望する市町村教育委員会関係者

※市町教育委員会においても地域の実情に応じて研修を実施

（2）研修回数（頻度）

＜県教育委員会主催＞

- ・2回

※市町教育委員会においても地域の実情に応じて研修を実施

（3）研修内容

＜県教育委員会主催＞

- ・講義「SSW活用事業の効果的な運営について」
「スクールソーシャルワーカーの役割と機能」
- ・情報交換：担当地域での活動の様子やそこから見えてきた課題への対応について
課題解決のためのよりよい体制づくりについて

※市町教育委員会

例：アセスメントやプランニング方法に関する研修、教育と福祉との連携方法に関する研修等

（4）特に効果のあった研修内容

- ・事例検討を行いながら、アセスメント、プランニング、モニタリングの実際を体験し、それぞれの内容及びその重要性を確認

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置：なし

（6）課題

- ・今後さらに事例の多様化、複雑化する状況のもと、スクールソーシャルワーカーへの要請が増えることが予想されるため、スクールソーシャルワーカーのスキルアップ及び人材確保が求められる。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】不登校児童生徒の再登校支援及び未然防止のための活用事例（③）

○スクールソーシャルワーカーの取組について

- （1）校内のケース会議や要保護児童対策地域協議会の会議において、個別の児童生徒の状況や問題点の把握・確認、支援方針の確立や役割分担の決定について指導助言を行う。
- （2）毎月定例のSSW会議を開催し、3名のSSWと教委担当者が相互に情報を共有した上で、関係機関との効果的な連携のあり方や支援方策について協議し、課題の早期解決に向けて校内ケース会議開催を支援したり、校内のチーム体制を構築したりする。うち1名はスーパーバイザー的な役割を担う。

【事例2】不登校児童生徒の環境改善のための活用事例（③）

○他機関との連携について

- （1）教育支援センター相談員をスクールソーシャルワークサポーター（SSWS）として任用し、対象学校教員、SSW、SC等と協力し、不登校児童生徒の環境改善の支援を行う。
- （2）毎月第2・第4火曜日に、教育支援センター定例会を設定し、スクールソーシャルワーカーと教委担当者とともに対象児童生徒の状況確認・支援方策の検討等を行う。
- （3）必要に応じて教職員とともに関係機関に出向き、情報共有を行うことで、教職員に対して関係機関の役割等についての説明やケースについての見立てを整理し、学校と関係機関との連携を促進した。

【4】成果と今後の課題

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ・スクールソーシャルワーカー、市町村教育委員会関係者、学校関係者がともに研修を深めることにより、問題解決に向けての支援会議等、具体的な動きについて共通理解がなされるとともに、関係機関とのスムーズな連携が可能な体制づくりが年々充実してきている。配置市町村教育委員会独自の研修、県教育委員会主催のスクールソーシャルワーカー育成研修も実施され、人材確保・人材育成の成果が期待できる。

（参考）A町教育委員会（H26）の報告より

- ・支援の対象となった児童生徒数（小学校35名、中学校33名）
- ・不登校関連22件（解決13件、好転3件、支援中6件）
- ・児童虐待関連25件（解決8件、好転9件、支援中6件）
- ・教職員とのケース会議（開催回数12回、ケース21件、参加教職員数50名）
- ・関係機関とのケース会議（開催回数25件、ケース29件、参加教職員数139名関係機関89名）
- ・全教職員の共通理解が進み、全校体制で取り組む姿勢が定着してきた。
- ・教職員の視野が広がることで、潜在する事案をケースとして取り上げることができた。
- ・関係機関と定期的な情報交換を行い、学校との明確な役割分担をして、組織的に対応することで、対象の児童生徒及び家庭に対して効果的な支援を行うことができた。

（2）今後の課題

- ・鳥取県としても平成31年度までに全市町村にスクールソーシャルワーカー配置の方針を掲げて動いているが、26年度までに配置できた市町村は19市町村のうち11市町である。配置できない理由としては、雇用形態や人材確保、人材育成等の課題が挙げられている。
- ・社会福祉士等の資格を有している者でも、現場での経験が少ないことで、学校環境や児童生徒・教職員との関係づくりにはある程度の時間がかかっている。
- ・学校の組織や体制の見直し及びスクールソーシャルワーカーとの効果的な連携について改善を重ね、SSW活用指針等を作成し、詳細な活用計画を作成する必要がある。
- ・スクールソーシャルワーカーのスキルアップを図るため、研修や情報交換の場、それに参加できる体制づくりが必要である。

島根県教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成26年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

県内における小・中学校の不登校児童生徒数は、全国的に割合が高く、県教育委員会としても重要課題として取り組んでいる。また、家に引きこもりがちの子供の増加や児童虐待による児童養護施設等への入所数の増加については、学校関係者だけの対応では限界がある。そこで、平成20年度から福祉的な視点による課題の整理や福祉制度を活用した環境調整を行うことのできるスクールソーシャルワーカー活用事業を市町村に委託することにより事業展開を図った。平成26年度は、17市町村に委託を行い、校内の教育相談体制の整備、関係機関との連携の強化により学校の課題解決力の向上を目指した。また、県立学校においては、2校の定時制高校に平成24年度より配置をしている。平成26年度より2校以外の県立学校に対しても、要請に応じてスクールソーシャルワーカーを派遣する制度を整えている。

（2）配置計画上の工夫

- ・[小・中学校] 委託している市町村の実態に応じて予算配分し、市町村で配置を行っている。離島、中山間地域では複数の町を兼務している者もいる。多くの市町村が派遣型、巡回型の勤務形態である。
- ・[県立学校] 定時制高校に2校配置している。その他の県立学校については、学校の要請に応じて派遣できるように、各市町村のスクールソーシャルワーカーに委嘱している。

（3）配置人数・資格・勤務形態

- ・市町配置（17市町）…27名（社会福祉士2名、精神保健福祉士3名、その他社会福祉に関する資格4名、教員免許9名、心理に関する資格9名）
- ・県立学校配置、県スーパーバイザー…4名（社会福祉士1名、その他社会福祉に関する資格3名）
- ・県立学校派遣…市町村のスクールソーシャルワーカーのうち、25名に委嘱。

（4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

スクールソーシャルワーカー活用事業委託要項に事業の趣旨・実施方法（配置、選考、任用、職務、勤務形態、スーパーバイザーの派遣、連絡協議会の開催について等）・委託期間・委託手続・委託経費・事業完了の報告等を示している。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

- ・県内のスクールソーシャルワーカー
- ・市町教育委員会の事業担当者
- ・県立学校配置校の事業担当者

（2）研修回数（頻度）

- ・連絡協議会（年1回）
- ・個別のケースに対するスーパーバイズ（必要に応じて）

（3）研修内容

- ・県スーパーバイザーによる講義
- ・事例検討

（4）特に効果のあった研修内容

一つの事例をもとにグループ協議、全体協議を行ったことで、様々な見立てや多様な視点からの支援を共有でき、協議内容が深まった。

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○スーパーバイザーの設置

県教育委員会に2名（東部地区1名、西部地区1名）

○活用方法

県内のスクールソーシャルワーカーへの指導・助言を行う。平成26年度は9回実施した。また、県主催の連絡協議会において、スクールソーシャルワークについての講義、事例検討での具体的な助言等を行った。また、スクールソーシャルワーカーの効果的な活用が期待できるように学校組織体制について、適宜・指導助言を行うことができるようにしている。

（6）課題

事例検討では、それぞれのスクールソーシャルワーカーの強みを生かした働きかけを共有することができた反面、働きかけの違いやスタンスの違いも明らかになった。小・中学校については、市町村に委託してい

る事業ではあるが、連絡協議会等を定期的に行い、役割や活用の仕方について共通理解する必要がある。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】就労支援のための活用事例（①）

対象生徒Aの就労支援等について、スクールソーシャルワーカーが学校、家庭、関係諸機関との連携を図った事案。スクールソーシャルワーカーが福祉事務所の生活保護担当ケースワーカーや就労支援員と連携しながら支援を行った。またA及びAの兄弟の生活支援について、出身校とも連絡を取り合いながら支援を進めた。また、Aの校内支援委員会を開催し、同席したAへの現状説明やW A I SⅢの検査結果説明などを行った。合わせて卒業後の支援体制についても検討し、外部相談機関へ繋げていくことや、医療機関を受診させることなどもスクールソーシャルワーカーを交えて関係諸機関と確認した。Aへの支援委員会は3回実施した。

Aへの支援の一つとして借金の軽減があり、そのことについて福祉課や法テラスの弁護士に相談、サポートの可能性を探った。また社会福祉協議会にも相談するなど、様々な外部機関と連携しながら社会福祉面でのサポートを中心に支援を行った。

【事例2】家庭環境の問題解決のための活用事例（①④⑥）

対象生徒Bの家庭環境への問題について、スクールソーシャルワーカーが学校、家庭、関係諸機関との連携を図った事案。Bには持病があり、通院を必要とするが、保護者がなかなか通院させない状況であった。Bは父子家庭であり、担任や養護教諭が通院を呼びかけたところ、離婚し、別居中の母親からも学校に対して激しいクレームの電話が数回あった。その後、Bが受診したところ、検査結果が非常に悪く、即入院となった。

Bは自分で体調管理が難しく、父も仕事のためBの体調をサポートすることができない。また父は福祉の支援を受けることに抵抗を感じていた。しかも父母ともに、養育能力は低いと思われる。

このような状況を解決するために、スクールソーシャルワーカーが関係諸機関との調整・支援に入った。福祉課、Bのかかりつけの医療機関、学校関係者によるケース会議にスクールソーシャルワーカーが出席し、Bの入院・退院後の生活についての支援方法を協議し、調整を図った。また、BやBの保護者にも関わり、Bが体調の管理を行い、学校に通えるように継続的な支援を関係諸機関と共に調整し、実施できるように連携を行った。

【4】成果と今後の課題

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- スクールソーシャルワーカーが福祉的な側面からの支援や環境調整に係ることによって、学校での組織的な取組が進み、県内の数値として、不登校では98件（46%）、いじめでは14件（7.4%）、友人関係の問題では27件（5.6%）、発達障がい等に関する問題では26件（2.1%）、また児童虐待では11件（3.2%）、家庭環境の問題では48件（3.0%）が解決、または好転した。
- スクールソーシャルワーカーが児童生徒個々の状況や家庭の状況をよく理解し、支援方法の適切な助言を行った。また、関係諸機関との連絡調整及び積極的な連携支援を行うことで、学校現場からの信頼を得ている。

（2）今後の課題

- スクールソーシャルワーカーは随分認知されつつあるが、学校現場や市町教育委員会によっては、活用方法について認識の差がある。児童生徒が置かれた環境の問題への働きかけを行うこと等、効果的な活用方法のガイドラインを示す必要がある。
- 本県は離島があり、東西にも長く地域性が異なる。市町により、スクールソーシャルワーカーの勤務形態や動き方、関わるケースに差が見られる現状がある。現在任用しているスクールソーシャルワーカーは、社会福祉士や精神保健福祉士の資格を持つ方の割合は低い。有資格者は県内には多くおられるが、職に就いておられる方が多く、県の非常勤の職を兼ねることは難しい方が多い。人材の確保と資質の向上が喫緊の課題である。
- 県の活動実績によると、本県のスクールソーシャルワーカーは不登校のケースに関わることが多いが、ケースごとに児童生徒の背景は異なる。スクールソーシャルワーカーの入るべきケースなのかどうか、スクールカウンセラー等と協働し、背景を見立てながら考えていく必要がある。

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成26年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

いじめ、不登校、暴力行為などの問題行動等について、教育分野に関する知識や社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、適切な課題把握と解決に向けた計画作成を行い、当該児童生徒がおかれた環境へ働きかけたり、関係機関とのネットワークを活用したりして、学校や問題を抱える児童生徒及びその保護者に適切な支援を図る。

（2）配置計画上の工夫

県内の各市町村を4グループ（各グループを複数ブロックで構成）に分け、各ブロックを複数のスクールソーシャルワーカーが担当した。要請のあった学校へ派遣し、市町村教育委員会や地域の関係機関との連携を図りながら、児童生徒や保護者、学校に対する支援を行った。また、スーパーバイザー1名を委嘱した。

（3）配置人数・資格・勤務形態

社会福祉士または精神保健福祉士28名を、スクールソーシャルワーカーとして採用し、また、その他の福祉や教育の分野における資格・知識・経験を有する18名を、スクールソーシャルワーカーに準ずる者として採用した。非常勤職員として、5時間×週1～5回×42週の勤務を行った。

（4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

事業概要や、スクールソーシャルワーカーの役割（代弁・調整・仲介・連携・コンサルテーション・情報提供等）と基本的姿勢について記したリーフレットを、支援対象の児童生徒や保護者、学校、市町村教育委員会、関係機関に配布した。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

スクールソーシャルワーカー全員を対象としている。

（2）研修回数（頻度）

主に新採用者を対象にした研修を年度当初に6回実施し、スーパーバイザーによる指導を行った。また、全員を対象にした研修を年間1回、4地域の各グループのリーダー・サブリーダーに対するスーパーバイズを年間23回実施した。

（3）研修内容

スクールソーシャルワークの専門的基盤や学校教育制度についての講話、ケース対応についての定期的な助言を行った。

（4）特に効果のあった研修内容

支援対象者別のロールプレイや、初回ケース会議を想定した演習、インシデント・プロセス法による事例研究は、実際に起こる問題への対応力を高めることができた。

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置 県内の大学教授1名をスーパーバイザーとして委嘱した。

○活用方法 各グループの中核となるリーダー・サブリーダーのアセスメント等に関する力量を高めるため、定期的にスーパーバイズを行った。

（6）課題

スクールソーシャルワーカーが各グループのリーダーからフォローを受ける場も設定したが、今後も、事例検討の過程を通じて、情報を分析する力や問題の核心に迫っていく力を、スクールソーシャルワーカーが相互に高め合っていく必要がある。また、学校の児童生徒集団や教職員集団、家族の構造を明確に理解して支援計画を立て、専門的な技術を活用して支援を行うためには、さらなる力量形成が不可欠であり、経験を通して専門性を培う自己研鑽や、それらを補完する研修が必要である。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】貧困対策、不登校に関する問題等への対応のための活用事例（①③）

小学5年女子。小学校から「学用品がそろわない。衣服の汚れが目立つ。欠席が増えており、心配である。」との相談を受けた。スクールソーシャルワーカーは教職員から聞き取りを行い、支援を行うにあたっての情報収集のため、児童本人と母親から、問題意識とニーズについての聞き取りを行いたい旨を伝えた。担任から本人と母親に紹介してもらい、家庭訪問を行ったところ、叔母の収入で生計が成り立っていること、母親がうつ病で就労は難しいと言われていること、兄は精神障害者社会復帰施設で就労していること、日雇いの仕事をしている叔父の収入が不安定であること、家賃も半年ほど滞納していること、生活保護は叔母が嫌がるので受けたくないこと、学用品費等は支払いたいが、今の生活では支払えないこと、生活を立て直したいと思っていることがわかった。また、本人からは、将来のために学校には行きたいこと、普通の生活がしたいと思っていることが聞きとれた。

スクールソーシャルワーカーは、本人と母親に生活困窮者自立相談支援事業と弁護士無料相談を紹介して、相談に同行した。学校、児童相談所、障害福祉課、本人と母親が通うクリニックとも連携しながら支援していくことを伝え、承諾を得た。また、各機関との情報共有や役割分担のためのケース会議を実施した。その後、スクールソーシャルワーカーの提案により、児童本人が参加する会議も行った。本人の要望により、スクールソーシャルワーカーが本人のニーズを会議内で代弁し、本人・母親・兄の生活ニーズをまとめて各支援機関に伝えた。そして、家族とともに生活保護申請手続きや自己破産の手続きを行った。

現在、母親は精神保健福祉手帳を取得し、ヘルパーを活用して家事をこなしており、児童本人の清潔も保たれている。さらに、生活困窮者自立相談支援事業のスタッフや弁護士の支援により成年後見制度を活用し、金銭管理や生活に必要な手続きもできるようになり、学用品等も整うようになった。本人は、ほぼ毎日登校できている。

【事例2】暴力行為、発達障害に関する問題等への対応のための活用事例（⑤⑥）

中学2年男子。非行グループに所属し、暴言、暴力、万引き等を繰り返していた。スクールソーシャルワーカーは、本人が困っている事柄や、今後の生活と教育に関するニーズを確認した。本人は、勉強は必要と思っていること、小学校の頃に他のメンバーからいじめられることがあり、理不尽な頼みも断れない立場にあると考えていることがわかった。また、幼少期から物事を理解しにくい様子も見えてとれた。

スクールソーシャルワーカーは、本人のニーズに沿い、非行グループからの脱退対策として、暴力行為対策アドバイザー、スクールサポーター、地域の支援者、近隣の交番に学校訪問を依頼した。また、本人や家族の要望もあり、本人の今後の生活のため、児童相談所へ同行して療育手帳取得手続きを一緒に行った。本人の器物破損や窃盗による被害届も提出されており、警察や家庭裁判所での事情聴取が円滑に進まない状況があると本人から聞き、それぞれの了解のもとで聴取の場に同席した。

現在、本人は適応指導教室を活用し、落ち着いて学習に励んでいる。

【4】成果と今後の課題

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

平成26年度に支援を行ったケースのうち、約6割のケースが改善・解決した。前年度に比べ、派遣依頼件数は1.6倍、ケース会議回数は1.2倍、連携した関係機関数は1.6倍となった。県内4地域の各グループで複数のスクールソーシャルワーカーが活動したことにより、地域に根ざした支援も進みつつある。スクールソーシャルワーカーを増員したことで、緊急を要するケースに迅速に対応しやすくなり、困難なケースには複数のスクールソーシャルワーカーが役割分担して支援し、解決を早めたものもあった。

（2）今後の課題

家庭や学校、医療・福祉機関との関係が複雑化した段階で派遣依頼があることも多く、アセスメントの力や、児童生徒やその家族に対して適切に関わる技術を持ち、同時に、学校や関係機関との肯定的な協力関係を築くことのできる人材の確保・育成が望まれる。

学校に対しては、スクールソーシャルワーカーの役割について、一層の周知が必要である。地域の保健福祉の担当課や関係機関から、その役割や専門的視点について理解を得るには時間を要すると思われるが、協働に向けて改善すべき課題である。スクールソーシャルワーカーと市町村教育委員会との支援計画の共有や、地域資源を活用した支援体制の構築を、さらに図っていきたい。

広島県教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成26年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

平成24年度から、学力向上と生徒指導を一体的に取り組む学力向上総合対策事業の一環として、家庭の学習環境に課題がある児童生徒の保護者等への支援を主な職務とする家庭教育支援アドバイザー（広島県ではスクールソーシャルワーカーを「家庭教育支援アドバイザー」として配置している。以下、「家庭教育支援アドバイザー」と表記する。）を、県内6中学校区に配置することとしている。家庭教育支援アドバイザーは、児童生徒が落ち着いて学習できる生活環境を整えるため、家庭・地域と学校との連携・協力を支援する。

（2）配置計画上の工夫

家庭教育支援アドバイザーは、県内6市町（熊野町、府中市、神石高原町、三次市、庄原市、福山市）の6中学校区に、計6名配置しており、平成24年度から平成26年度の3年間継続して同じ中学校区に配置することとしている。

（3）配置人数・資格・勤務形態

- 6中学校区に、計6名配置している。
- 社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有する者や福祉事務所等の勤務等経験者から選考することとしている。（社会福祉士4名、福祉事務所等の勤務等経験者2名）
- 勤務時間及び勤務日は、昼夜間や日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日等にかかわらず、臨機応変に活動することができる勤務形態としている。

（4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

- 主な内容
配置のねらい、資格と職務内容、勤務条件、研修等について示している。
- 周知方法
広島県の学力向上総合対策事業実施要領の中に、事業の一環として家庭教育支援アドバイザーの項を設けている。この学力向上総合対策事業実施要領を広島県教育委員会ホームページに掲載している。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

- 家庭教育支援アドバイザー
- 家庭教育支援アドバイザー配置校を所管する市町教育委員会担当者及び関係教育事務所指導主事等
- 上記以外で参加を希望する県内の市町教育委員会及び教育事務所の指導主事等

（2）研修回数

年間2回

（3）研修内容

成果、課題及び事例についての情報交換・協議等

（4）特に効果のあった研修内容

家庭教育支援アドバイザーが支援を行っているケースについての検討

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

- S Vの設置 なし

（6）課題

児童生徒の家庭における学習環境の改善に向けた取組についてさらに研修を深める必要がある。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】家庭における学習環境の整備のための活用事例（①，④）

心理的虐待（母親への元夫からのDV）を受けていた小学生に対して、家庭教育支援アドバイザーが、要保護児童対策連絡協議会等を通じて関係機関と連携し、支援を行ったケースである。

家庭教育支援アドバイザーが児童相談所の職員と一緒に家庭訪問を行い、母親に緊急時（元夫からの暴力等）の対応や、当該生徒の学力の状況について説明し、家庭での学習の仕方について助言を行った。

その結果、母親の精神的安定が図られるとともに、母親の当該生徒の学習についての関心が高まった。その後、母親が当該生徒の学習の支援を行ったため、当該生徒の学習意欲が高まり、定期テストの結果が向上した。

【事例2】家庭における学習環境の整備のための活用事例（④）

父親からの虐待で児童相談所に一時保護されたことがある中学生に対して、家庭教育支援アドバイザーを介して関係機関と連携を図って支援を行ったケースである。

当該生徒の家庭でネグレクト傾向が慢性化していることが懸念されるため、教育委員会が中心となってケース会議を開催し、家庭学習の支援方策やDV・ネグレクトに係る関係機関の対応等についての協議を行った。参加者は、教育委員会、市町関係部署、中学校、当該生徒の弟妹が在籍する小学校及び保育所であった。

その後、ケース会議で定めた支援方針に基づき、家庭教育支援アドバイザーが定期的に家庭訪問して保護者と面談するとともに、学校において当該生徒への個人面談を実施した。

その結果、母親に精神的な余裕ができ、当該生徒の家庭学習を支援するようになった。また、当該生徒には家庭学習の習慣が定着した。

【4】成果と今後の課題

（1）スクールソーシャルワーカー（家庭教育支援アドバイザー）活用事業の成果

平成26年度の支援対象となった児童生徒数は、小学校167人、中学校56人である。

活動記録の「継続支援対象児童生徒の抱える問題と支援状況」の「問題が解決」又は「支援中であるが好転」となった件数の割合は次のとおりである。

	総件数に対する割合	不登校に関する問題の件数に対する割合	児童虐待を除く家庭環境の問題の件数に対する割合	発達障害等に関する問題の件数に対する割合
「問題が解決」又は「支援中であるが好転」	56.1%	72.5%	55.9%	52.8%

配置校からは、

- アドバイザーが、町の福祉等の関係機関と連携し、母親の支援を行った。そのことで、母親に精神的な余裕ができ、母親は子供の家庭での学習を支援し始め、子供の家庭での学習習慣が身に付いた。
- アドバイザーが、相談支援事業所及び生活福祉課と連携してケース会議を開催し、学校や各関係機関の情報や取組方針を共有したことで、家庭へ統一した支援を行うことができ、不登校の状態が解消された。

（2）今後の課題

- 平成27年度から、家庭教育支援アドバイザーを6名から10名に拡充するとともに、新たに、スクールソーシャルワーカーを10名配置した。

家庭教育支援アドバイザー及びスクールソーシャルワーカーが、家庭の学習環境、経済状況等、生活環境に課題のある児童生徒の家庭等対して、関係機関等との連携の下、より具体的な助言・支援を行うことができるよう、年間5回の連絡協議会を通じて、力量の向上を図る必要がある。

山口県教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成26年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

福祉に関する専門的な知見を有し、関係機関との連携・調整を行うSSWを県及び市町教委へ配置することにより、ケースに応じたきめ細かな生徒指導体制を構築し、児童生徒を取り巻く環境の改善を図る。

また、困難事案等に適切に対応できるよう、県配置のSSWを県エリア・スーパーバイザー（エリアSV）として位置付け、家庭へ介入支援を行う弁護士・人権擁護委員等からなるファミリー・リレーションシップ・アドバイザー（FRアドバイザー）と連携しながら、市町配置のSSWを支援し、課題の解決を図る。

（2）配置計画上の工夫

- ・県内18市町中（中核市を除く）、13市町にSSWを配置
- ・やまぐち総合教育支援センターに、エリアSVを配置（県立学校対象）
- ・FRアドバイザーの設置（バンク形式）

（3）配置人数・資格・勤務形態

- ・市町配置SSW（のべ44）… 社会福祉士、精神保健福祉士（主に派遣型）
- ・県エリアSV（3）… 社会福祉士、臨床心理士（非常勤職員：5時間×4日）
- ・FRアドバイザー（68）… 社会福祉士、精神保健福祉士、弁護士、医師、人権擁護委員、民生委員・児童委員（人材バンク：派遣型）

（4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

SSWの役割、支援の重要性、SCとの連携、ケース会議の持ち方等についてまとめた「スクールソーシャルワーカー実践事例集」を各学校に配付し、周知を図っている。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

山口県においてSSWとして活動している者、社会福祉士又は精神保健福祉士で、新規にSSWとしての活動を希望する者、県市町教育委員会のSSW活用事業担当者等

（2）研修回数（頻度）

県社会福祉士会・県精神保健福祉士協会と連携して3回実施（新規SSW研修1回・SSW研修2回）
SSW配置全市町におけるマニュアル研修の実施（年1回）

（3）研修内容

- ・県社会福祉士会SSW委員会委員長（やまぐち総合教育支援センター）による講義
- ・「効果的なスクールソーシャルワーカー配置プログラム・実施マニュアル」を基に解説
- ・やまぐち総合教育支援センターSVによる講義、県内のSSWによる事例発表 等

（4）特に効果のあった研修内容

県内の市教委とSSWとが参加しての意見交換、事例に基づく困難事例への対応方法の解説等

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置 … 有

○活用方法 … 市町SSWだけでは対応困難な事案に対し、必要に応じ、FRアドバイザーと連携して、スーパーバイズを行う。

（6）課題

SSWが関わる事案については、多様かつ重篤な事案が多いため、更なる事例検討の充実が必要である。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】不登校についての活用事例（①③④）

両親は、生活保護世帯。父親はアルコール依存症。母親は父親の言いなり。子供は、2学期より欠席が増える。中2男子は、入浴も満足にできず体臭あり。養護教諭と信頼関係がある。小4女子は、知的遅れはない。学習できる環境になく、勉強苦手。入浴も満足にできず体臭あり。知的障害はないが特別支援教室にて学習。 → 安定している。

民生委員と主任児童委員が、離婚届を提示し離婚するよう説得→父は拒否。この状態が10年以上続いている。
《支援の結果》

- ① 当初中2、小4は保護所入所を拒否。児相と母親が説得（3時間）。 → 入所
- ② 母親・児童委員・SSWで、母親の実家に赴き、祖父母に説明。 → 今後の方針の了解を得る。
- ③ 父親への支援
 - ・民生員が父親へ入院を説得。 → 児童委員会会長が市の担当に「父宅への家庭訪問」「受診の引率」「精神科病院についての説明」を依頼。 → 実施。父親が受診の際に病院から「精神科病院に入院してアルコール依存症を治療するように」提案。 → 父は拒否。 → SSWが入院を勧める。 → 精神科病院受診。 → 医療保護入院。
- ④ 離婚の支援 → SSWが母・祖父母・児童委員へ法テラスを紹介。 → 離婚の実現に向けて手続き。
- ⑤ 新たな生活地での支援体制の構築。 → 10日後、子どもたちは母の実家へ転居・転校。 → 元気に登校。
母親は元気になる。生活保護は切れるが、就労する。離婚が成立。SSWの支援で「子ども手当」を母が受給。

【事例2】問題行動についての活用事例（①④⑥）

母親、本人（小5男子）、母方祖父母（同じ敷地内に住む）、母の妹（自宅の2階に住む）。母子家庭。父親からの支援はない。母親は家事のほとんどを放棄。母子の中が悪く、自宅内はゴミで散乱している。学校や地域での問題行動あり。勉強の積み上げがないため、成績は悪い。母親は仕事を解雇された。ライフラインが止まる。同居親族は、母子への支援はない。現在、母子は小学校の調理実習の残りをもらってしのいでいる。

《支援の結果》

生活保護申請時にはSSWが同行し、母子が生活保護受給するための相談に応じ、生活保護受給をうけた。母親への支援として、社協を紹介し日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）を契約し、金銭管理などの支援を受ける。本人は精神的にも、とても安定し、学校生活も順調におくる。しかしながら、中学入学後、母親の浪費・養育能力不足と本人が思春期になったことで、親子喧嘩、本人へのネグレクトと暴力が再発。本人は家で暴れる。関係機関でケース会議。 → 一時保護。 → 一時保護後はファミリーホームへの入所を検討したが、母親が拒否。SSWが母親を説得。 → 本人は無事に入所し、新学期も元気に登校。 → 1年後、母子再統合。 → 高校受験勉強し高校に合格。 → その後再度、母子関係悪化。 → 里親宅へ。 → 進級がかるうじてできた。その後ようやく帰宅となった。現在も継続中である。

【4】成果と今後の課題

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

市町配置の拡充を推進したことから、SSWをより活用しやすい体制が整備されてきたと言える。今後も、さらに拡充、および資質向上をおこないたい。

（2）今後の課題

家庭の養育環境の変化等、解決困難な重篤事案が増加していると考えられる。

熱心なSSWがバーンアウトする例もあり、研修体制の更なる充実・強化や人材の確保、予算の確保による労働条件の改善等が課題である。